

#### 4. 1 町からの情報伝達（佐用町）

##### （1）防災行政無線による情報伝達

町地域防災計画では、防災行政無線等の管理、災害時情報連絡への専任担当者の配置等により、情報を一元管理する計画となっていたが、今回の災害時には、専任担当者は配置されなかった。

また、防災行政無線を使った避難準備情報や避難勧告などは、サイレンを伴った「緊急時放送」により放送を行うことになっていたが、実際には、サイレンを伴わない「通常放送」を行った。（「緊急時放送」は、同時刻に集落放送が流れている場合に割り込み放送ができるが、通常放送は同時刻に集落放送が流れていると、発信内容が放送されない仕様となっている。今回の災害では、そうした事例はなかった。）

##### （2）防災行政無線以外による情報伝達

地域防災計画では、緊急時の伝達手段として、防災無線以外に、さよう安全・安心ネット、佐用チャンネル及び広報車等を利用することとなっていた。しかし、さよう安全・安心ネット、佐用チャンネル及び広報車での情報発信は行われなかった。佐用チャンネル以外の放送機関に対しては、町から伝達を行う計画はなく、今回の災害でも情報発信は行われなかった。

また、計画では情報発信先として、社会福祉施設や観光施設などの関係機関に、各担当部署より電話連絡をする計画であったが、連絡は行われなかった。

##### （3）町からの情報伝達の内容

8月9日19時45分に佐用川円光寺水位3.7m超過（避難判断相当水位）による河川監視警報システムのサイレン吹鳴があり、町では、避難準備情報として久崎地区に「千種川久崎地点 佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。1時間後には、はん濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。」と防災行政無線による放送を行った。

ひょうご防災ネットのメール配信で土砂災害警戒情報を受信、本部長指示により、20時29分に全町を対象に「佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。」と防災行政無線による放送を行った。

佐用地区川原町の住民から家屋浸水の連絡を受け、副本部長（副町長）が防災行政無線による放送を指示し、20時56分と同59分に避難準備情報として佐用地区川原町に対し避難を促す放送を行った（放送内容の履歴なし）。

佐用地区新町の住民から山からの水で家屋が浸水しているとの連絡を受け、副本部長（副町長）が避難勧告発令の指示を行い、21時10分に防災行政無線で佐用地区新町に「新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。」と避難勧告を放送した。

地域からの被害の情報、河川監視警報システムの佐用川円光寺の河川水位が上昇を続けていることに加え、フェニックス防災システムでは佐用地域の雨量が継続して増加していたことから、本部長・本部室部長・本部室副部長が協議し、21時20分に全町に「降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。」と避難勧告の放送を行ったが（「4. 3 防災行政無線による伝達文（佐用町）」を参照）、放送内容の定型化ができておらず、避難準備情報なのか避難勧告なのか明確でなかった。20時56分の放送を避難勧告と思った住民もあった。また、避難指示は発令していない。

#### 4. 2 地域における情報伝達（佐用町）

##### （1）防災行政無線による情報発信

防災行政無線を用いて、各集落で集落内に一斉放送ができるシステム「地区遠隔端末装置」が、全142集落のうち109集落に設置されていた。このうち、今回の災害時には地区遠隔端末装置を用いて、集落内への一斉放送が行われた集落は、19集落であった。集落によって、防災行政無線の利用の有無・頻度に大きな差があった。

なお、48の集落では、役員と消防団が連携して防災行政無線、電話、訪問等により、集落の住民へ避難の呼びかけなどを行った。

##### （2）防災行政無線による放送内容

地区遠隔端末装置を用いた集落内放送を活用し、集落の状況に応じた、きめ細かな放送が多く行われた。例えば、越水前に公民館等への避難を促す放送、越水後に浸水で通行できなくなった箇所を伝える放送、外出せずに自宅の2階への避難を呼びかける放送などが行われている。

その一方で、地区遠隔端末装置を用いた集落内の放送を行わなかった集落もあり、活用状況には差があった。

##### （3）防災行政無線の聴取

佐用町では、防災行政無線の受信装置として、町内39箇所に屋外拡声器を設置するとともに、原則、全戸に戸別受信機を配備していた。

しかし、今回の水害時の受信状況については、佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査の結果によると、避難した人のうち54.3%と約半数の人が、防災行政無線の放送を聞いていなかった。

4. 3 防災行政無線による伝達文（佐用町）

佐用町での伝達文は以下のとおり。

日付	開始時刻	終了時刻	通信時間	発信	放送対象	対象地区	放送内容
8月9日	19:45:48	19:47:40	0:01:52	本庁	久崎地区	久崎地区	千種川久崎地点 佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。1時間後には氾濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。
8月9日	19:49:50	19:55:20	0:05:30	本庁	全町	全町個別一括	定時放送
8月9日	19:57:18	19:58:57	0:01:39	本庁	佐用地区	佐用地区個別一括	消防団出動要請（佐用地区）
8月9日	20:29:09	20:31:03	0:01:54	本庁	全町	全町個別一括	佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。
8月9日	20:37:03	20:37:21	0:00:18	上月支所	上月地域	上月支団	不明
8月9日	20:39:31	20:40:57	0:01:26	上月支所	上月地域	上月地域	消防団上月支団から連絡します。現在町内各地で災害が発生しています。各分団においては管轄危険箇所を巡回してください。必要に応じて担当副団長と連絡を取り合ってください。
8月9日	20:51:19	20:51:40	0:00:21	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	20:52:06	20:53:25	0:01:19	本庁	江川地区	江川地区	消防団招集「不明」
8月9日	20:56:01	20:57:33	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	20:59:03	21:00:35	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	21:03:43	21:04:57	0:01:14	三日月支所	三日月地域	三日月地域	消防団会議の招集
8月9日	21:06:34	21:07:14	0:00:40	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	21:07:26	21:07:29	0:00:03	本庁	—	南光地区	強制停止
8月9日	21:08:20	21:09:51	0:01:31	本庁	全町	全町個別一括	不明
8月9日	21:10:17	21:11:45	0:01:28	本庁	佐用地区	佐用地区, 新町	新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。（避難勧告）
8月9日	21:20:03	21:22:00	0:01:57	本庁	全町	全町個別一括	降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。（避難勧告）
8月9日	21:49:54	21:51:27	0:01:33	南光支所	—	—	国道179号太田井橋～下徳久駅前冠水のため通行止め 県道373号下徳久住宅前冠水のため通行止め
8月9日	21:51:42	21:53:03	0:01:21	本庁	全町	個別拡声全町一括	屋内の安全なところに避難するよう放送
8月9日	22:14:09	22:17:32	0:03:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	22:18:48	22:20:11	0:01:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	前段不詳 危険を感じた場合は外へ出ず、建物の2階などへ避難してください。
8月9日	22:24:25	22:27:28	0:03:03	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	23:20:42	23:22:37	0:01:55	本庁	全町	個別拡声全町一括	不明
8月9日	23:43:22	23:45:10	0:01:48	本庁	全町	個別拡声全町一括	雨の状況は峠を越え水位もやや下がっていますが、土砂災害には依然として厳重な注意が必要です。また危険ですので不用意な見回りはせず、安全なところで避難を続けてください。

4. 4 広報紙（佐用町）

広報  
**さよろ**  
平成21年9月  
臨時号

台風9号豪雨による  
応急対策などのお知らせ

豪雨によって被害を受けた皆さま  
まにに対する支援制度などについてま  
めましたが、すべてを記載できません  
ので、**くわしくは担当課、または  
関係機関に必ずご相談ください。**

被災された皆さまへのお見舞いと復興に向けて

台風9号による記録的な集中豪雨によって、想像を絶する大災害が発生して以来、  
苦しく辛い日々が続いています。

亡くなられたかた18名、行方不明のかた2名、家屋被害は1980棟にもおよび、  
田畑や山林、道路や上下水道などのライフライン、病院や公共施設など、あらゆる  
ものに甚大な被害が発生し、町民の平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいま  
した。

亡くなられたかたがたのご冥福と、行方不明のお二人が一刻も早く見つかること  
をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆さまに心からお見舞い申し上げ  
ます。

町としては、災害の規模があまりにも大きく、お一人おひとりに思うよ  
うな対応ができず、申し訳なく思っておりますが、行方不明のかたの捜索と被災さ  
れた皆さまの生活支援を第一に、全職員が一丸となって対策に取り組んでおります。  
この災害は、一つの町の対応力をはるかに超えており、悪夢を見ているような惨  
状ですが、果をはじめ、自衛隊や警察、消防、県内外の自治体、多くの企業や団体、  
そしてボランティアの皆さまに連日救援に駆けつけていただき、行方不明のかたの  
捜索やライフラインの復旧、家財や泥の片付けなどに献身的な活躍をいただいでお  
りますこと、本当にありがとうございます。

被災されたかたがたも多く、支援を力に、助け合い、支え合いながら必死に頑張っ  
ていただいでいますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

町も皆さまの必死の努力によって、疲労の色が濃い中にも、復旧・復興に向け、  
歩みを始めたように感じるところです。

町としては、国、県の支援をいただきながら、被災された皆さまが一日も早  
くこれまでにとおりの生活を取り戻せるよう、できる限りの支援を行い、佐用町の創  
造的復興に全力を上げて取り組んでまいります。

復旧で傷ついたわが故郷を、以前にも増して美しく、安全に住み良い町に復興す  
るために、町民の皆さまのより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。  
最後になりましたが、全国からの励ましのお言葉、たくさんの義援金や数々の支  
援活動をいただきましたことに心から感謝し、今後とも更なる温かいご支援を賜り  
ますようお願い申し上げます。

平成21年8月31日 記 佐用町長 庵谷 典章

福祉医療の一部負担

災害の程度によって、本年8月から来年1月  
まで一部負担金を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

町営住宅の家賃

被害を受けた町営住宅で、避難している入居  
者がいる団地を対象に、本年8月から修繕完了  
までの家賃を免除します。対象世帯には別途通  
知します。

■お問い合わせ 建設課 ☎82-2019

水道料金

災害で断水、または飲料水として使用できな  
かった世帯は、9月請求分の基本料金を免除し  
ます。また全壊から床上浸水までのり災証明に  
よって、10月と11月の基本料金を超過する料  
金を免除します。

■お問い合わせ 水道課 ☎86-1212

下水道料金

全壊から床上浸水までのり災証明によって、  
9月請求分を免除します。

■お問い合わせ 下水道課 ☎86-1213

その他

タクシー助成券の追加発行

り災証明が発行されたかたは2冊追加購入できます。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

災害ごみ

佐用クリーンセンターが管ケ丘公園グラウン  
ドに直接持ち込んでください。災害ごみと家屋  
解体廃材などは分別して、指定の場所にお願  
いします。なお、処理手数料は免除します。

■お問い合わせ

佐用クリーンセンター ☎82-0293

手数料の無料化

住民票、印かん証明など、災害手続きに関す  
る手数料は無料です。窓口でお申し出ください。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

税務課 ☎82-0662

国民健康保険税は住民課

☎82-0660

【所得税】 災害で住宅や家財などに損害を受  
けた場合、平成21年分の確定申告で所得税  
の一部、または全部が軽減されます。

■お問い合わせ 相相続事務 ☎0791(23)0231

【県税】 被災状況によって、納税の猶予や減  
免などが適用されます。

■お問い合わせ 龍野県税事務所 ☎0791(63)5126

自動車取得税は姫路県税事務所

☎079(233)8260または8261

保育料

被害の程度によって、本年8月から10月、  
または来年1月まで、保育料の一部、または全  
額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

高校の就学援助

授業料の徴収猶予や減免があります。各高校  
へお問い合わせください。

国民健康保険の医療費の一部負担

被害の程度によって、原則3か月（最長6か  
月）の期間で一部、または全額を減免します。  
社会保険などは、各保険者にお問い合わせく  
ださい。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

介護保険料とサービス利用者負担

災害の程度によって、本年8月から11月、  
または来年3月まで、保険料とサービス利用者  
負担の一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 健康課 ☎87-8020

後期高齢者医療の保険料と一部負担

災害の程度によって、保険料は本年8月から  
来年7月まで、一部負担金は原則3か月（最長  
6か月）の期間で一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

②全壊・大規模半壊住宅の再建方法に応じた支給される加算支援金

住宅の再建方法	建設費	購入	補修	賃借
	200万円	100万円	100万円	(公営住宅以外)
支給額	50万円			

※半壊家屋の解体も対象になることがあります。

- お問い合わせ 086-8755 (上月) 災害復興対策室
- 082-2460 (佐用) 県復興支援課 078 (362) 4339

フェニックス共済

条件によって最高600万円の給付を受けることができます。加入者のかたには、(財)兵庫県住宅再建共済基金からお知らせがあります。

- お問い合わせ 078 (362) 9400 (財) 県住宅再建共済基金

小中学校の学用品などの支給

災害による経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品などを援助します。

- お問い合わせ 教育委員会 082-2424

雇用保険の支給など

災害で事業所がやむを得ず休業し、一時的に離職する場合、失業保険の基本手当が支給されます。

- お問い合わせ ハローワーク龍野 0791 (62) 0981

公的融資制度

被災者生活復興資金の貸付

住家被害を受け、全壊・半壊・床上浸水の「り災証明」の交付を受けたかたは、または自家用自動車に被害を受け、被災証明書の交付を受けたかたなどに、必要な資金を無利子で貸し付けます。(所得制限などがあります)。

- 資金使途 家具・家庭用電気製品など生活必需品の修理・買い替えや、自家用車の修理・買い替えなど
- 限度額 300万円

「り災証明書」に記載されている被害の程度で、適用される制度が多くあります。「り災証明書」の取得がまだのかたは、お早めにお願いたします。

- 発行場所 役場第2庁舎と上野支所
- 発行日時 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く

支給制度

災害弔慰金

災害で亡くなったかたの遺族に支給いたします。

区分	弔慰金の額
生計を維持していたかた	50万円
上記以外のかた	250万円

■お問い合わせ 住民課 082-0660

災害援護金および緊急見舞金

被災者世帯に、被害の程度によって、災害援護金および緊急見舞金を支給します。

区分	援護金の額	見舞金の額
全壊	20万円/世帯	10万円/世帯
大規模半壊	10万円/世帯	10万円/世帯
半壊	10万円/世帯	5万円/世帯
床上浸水	5万円/世帯	2万円/世帯

■お問い合わせ 住民課 082-0660

被災者生活再建支援制度

住宅が全壊、大規模半壊するなど、生活基礎に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する制度です。

①基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
				世帯の損傷割合	支給額
支給額	100万円	50万円	25万円	10%未満	15万円
				10%未満	5万円

※床上浸水は家屋の損傷の程度に応じて支給されます。

- 無利子奨学金 【大卒】各大学にご確認ください(学力・家計基準があります)。
- 【高校】通常の受付は行いません。領収書などあれば、対応できる場合があります(所得制限があります)。各高校にご確認ください。

災害復興住宅融資

- 災害によって、住宅に被害が生じたかたへの建設資金、購入資金または補修資金の融資の申込みを受け付けています。
- お問い合わせ 住宅金融支援機構 0570 (0860) 35

天災融資制度

被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な経営資金を融資する制度です。

- お問い合わせ 農林振興課 082-0667

日本政策金融公庫の農林業者に対する資金貸付

災害で売上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資金貸付が行われます。

- お問い合わせ 日本政策金融公庫神戸支店 0120-959015

災害復旧資金貸付

事業所復旧のための融資が受けられます。

- お問い合わせ 日本政策金融公庫姫路支店 079 (225) 0571

経営円滑化貸付(災害復旧枠)

災害復旧に必要な設備資金、運転資金が対象です。

- お問い合わせ 商工観光課 082-0670

減免制度

税金

【町県民税・固定資産税・国民健康保険税】被害の程度や前年所得などによって、町税などの一部、または全額が減免されます。

- お問い合わせ 町県民税・固定資産税は税務課 082-0662

4.5 マスコミへの対応（佐用町）

初動時には、報道機関への適切な対応ができなかった。被害状況のまとめもはかどらず、報道各社への情報提供も個別対応に対して随時回答していたため、回答内容が統一されたものではなかった。

多くの報道関係者が、本庁舎2階の災害対応事務室前の廊下で待機しており、副町長と総務課長が随時その質問に答えていたが、8月10日から報道機関控え室を別館2階に設け、そこで町長が記者の求めに応じて随時対応した。

8月12日からは、総務対策部に報道担当者を配置し、窓口を一つにして対応を行い、記者会見室を設け、9時と17時に町長や副町長が定期的に会見を行うこととした。

会見時は資料（表2-4-1参照）を配布し、それをもとに説明した。記者会見は8月25日まで続けられ、その後は記者会見を行わずに、各社に資料を送付するようにした。

表2-4-1 マスコミ用資料の掲載項目（平成21年8月17日19時現在の資料から抜粋）

1 被害の状況 (1) 人的被害 死者、行方不明者、負傷者 (2) 住家被害 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水 (3) 非住家被害 公共建物浸水被害 (4) 農地被災 (5) 病院 (6) 道路関係 (7) 橋梁 (8) 河川 (9) ライフライン 電気停電、水道断水 (10) 公用車の被害 (11) 林道・治山関係 (12) 農業用施設被災	7 物的支援  8 ボランティア センター設置場所、ボランティア参加者の集合場所、窓口  9 義援金 振込みの場合、現金書留の場合  10 被災者への支援 給水活動、消毒液及び消石灰の配布、被災地へのマスク配布、ごみの収集、無料入浴、笹ヶ丘荘入浴送迎サービスの開始、避難所宿泊者「湯郷温泉無料入浴サービス」の開始、応急仮設住宅及び雇用促進住宅の入居に係る相談窓口の設置、緊急一時宿泊所の開設、被災者生活再建支援及びフェニックス共済相談窓口の設置、給食支援、ホームページ、ケーブルテレビが映らなくなった場合の連絡先、仮設トイレの設置、医療・相談活動
2 道路通行障害	11 イベント等の中止
3 孤立地域の状況	12 その他 NTTDocomo及びKDDIから携帯電話を借用、佐用町災害対策本部設置時間、家屋被害調査、食中毒の疑い、台風9号による豪雨被害緊急110番、町内外ボランティアによる災害記録映像の制作、総務大臣視察、JAFによる故障車の無料けん引について、気象状況
4 交通機関	
5 避難の状況 避難準備情報、避難勧告、避難所の開設状況及び避難人員	
6 人的支援 県及び各市町からの支援、自衛隊の派遣、警察からの支援、日本レスキュー協会	